

名古屋市公報

平成21年11月11日号

第833号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
発行所 名古屋市役所
電話〔052〕972-2246
編集兼 名古屋市総務局
発行人 行政システム部法制課長

目次	ページ
規 則	
名古屋市体育館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (教育・総務課) (第116号)	3
告 示	
名古屋市徳重地区会館の指定管理者の公募 (市経・地域振興課) (第514号)	4
市営住宅及び定住促進住宅入居希望者の公募並びに入居者決定の抽せん (住都・住宅管理課) (第515号)	19
国土調査法による地図及び簿冊の作成 (緑土・測量課) (第516号)	27
身体障害者福祉法による医師の指定辞退 (健福・障害企画課) (第517号)	28
身体障害者福祉法による医師の指定 (健福・障害企画課) (第518号)	30
有料公園施設の無料開放について (緑土・緑地管理課) (第519号)	33
名古屋市大高下瀬木土地区画整理組合の定款の変更認可 (住都・区画整理課) (第520号)	34
名古屋市大高下瀬木土地区画整理組合の換地処分公告 (住都・区画整理課) (第521号)	35
名古屋市荒池土地区画整理組合の換地処分公告 (住都・区画整理課) (第522号)	36
名古屋市清水山土地区画整理組合の換地処分公告 (住都・区画整理課) (第523号)	37
名古屋都市計画事業有松土地区画整理事業の換地処分の公告 (住都・有松都市整備事務所) (第524号)	38
都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について (緑土・緑地管理課) (第525号)	39
天皇陛下御在位二十年記念無料開放について (緑土・農政課) (第526号)	42
教 育 委 員 会 規 則	
名古屋市体育館条例施行規則の一部を改正する規則 (第13号)	43
教 育 委 員 会 告 示	
教育委員会定例会の開催について (第33号)	44

規 則 の あ ら ま し

名古屋市体育館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
(第116号)

1 内容

名古屋市体育館条例の一部を改正する条例(平成20年名古屋市条例第2号)中本則の規定の施行期日を平成22年12月1日と、附則第3項の規定の施行期日を平成21年12月1日と定めるものです。

教 育 委 員 会 規 則 の あ ら ま し

名古屋市体育館条例施行規則の一部を改正する規則(第13号)

1 改正内容

守山スポーツセンターの開設に伴い、休館日等について定めます。(第15条及び別表関係)

2 施行期日

平成22年12月1日から施行します。

名古屋市体育館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成21年11月6日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第116号

名古屋市体育館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

名古屋市体育館条例の一部を改正する条例（平成20年名古屋市条例第2号）中本則の規定の施行期日は平成22年12月1日とし、附則第3項の規定の施行期日は平成21年12月1日とする。

名古屋市告示第 514号

名古屋市徳重地区会館の指定管理者の公募

名古屋市地区会館条例（昭和56年名古屋市条例第29号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定により、名古屋市徳重地区会館（以下「地区会館」という。）の指定管理者を以下のとおり公募します。

平成21年11月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

1 対象施設

(1) 名称

名古屋市徳重地区会館

(2) 所在地

名古屋市緑区鳴海町字徳重18番地の41

(3) 建物概要

ア 名 称 緑区役所徳重支所等共同ビル（以下「共同ビル」という。）

イ 建物構造 鉄骨造 4階建（緑区役所徳重支所、緑保健所徳重分室、徳重図書館及び自転車駐車場並びに民間施設と合築）

ウ 延床面積 9,873.66㎡（うち地区会館1,830.84㎡）

(4) 地区会館の施設内容

第1集会室（48.20㎡）、第2集会室（48.20㎡）、和室（12畳）、茶室（12畳）、実習室（57.80㎡）、多目的室（58.50㎡）、体育室（550.90㎡）、児童室（40.10㎡）、印刷室、ギャラリー

(5) 開館年月日

平成22年 5月（予定）

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 施設の供用等

- ア 施設の使用申込みの受付、使用許可等
- イ 施設の利用料金の徴収等
- ウ 施設の広報等
- エ 開館までの準備等に関する事。

(2) 施設の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除きます。）

ただし、共同ビル（地区会館専用部を含みます。）の設備点検等建物維持管理業務は、市が別に委託します。

(3) 事業計画書及び収支予算書の提出

(4) 事業報告書及び収支決算書の提出

(5) 管理運営状況の自己点検、利用者満足度調査等の実施

(6) 災害・事故発生時など、緊急時の対応に関する事。

(7) 名古屋市地域防災計画における避難所の開設及び運営に関する事。

(8) 指定期間終了にあたっての引継業務

(9) その他必要な管理運営業務

3 指定管理者の指定の予定期間

平成22年 4月 1日から平成26年 3月31日まで

4 選定に参加する者に必要な資格

(1) 資格要件

法人その他の団体又は複数の団体により構成されるグループであって、次の要件を満たす団体であること。

ア 破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4第 2項各号の規定のいずれかに該当する事実があった後 3年を経過しない者でないこと。

ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。

エ 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- オ 名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- カ 市町村民税、固定資産税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第11項の規定により市又は他の地方公共団体から指定の取消処分を受けてから 2年を経過しない者でないこと。
- ク 労働基準法等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分（是正勧告等の行政指導を除く。）を受けてから 1年を経過しない者でないこと。
- ケ 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け 名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置対象法人等でないこと。

(2) グループによる申請

- ア グループにより申請する場合は、代表者を定めてください（他の団体は、当該グループの構成員とします。）。
- イ グループの構成員は、他のグループの構成員になること又は単独で申請することはできません。
- ウ グループの構成員全てについて、上記(1) アからケまでの要件を満たす必要があります。
- エ 申請後の代表者及びグループの構成員の変更は、原則として認めません。

5 管理の基準

(1) 関係法令の遵守及び地区会館の設置目的に沿った管理運営

条例等関係法令を遵守し、地区会館の設置目的に沿った管理運営を行ってください。また、複合施設であることを鑑み、他の施設と連携・協力して管理運営を行ってください。

(2) 使用時間

午前10時から午後 9時まで

(3) 休館日

ア 月曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日
（休日が月曜日にあたる時は、その翌日）

ウ 1月 2日、 1月 3日及び12月29日から12月31日まで

(4) 情報の保護及び管理

指定管理者は、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）第12条に基づき、市の保有する情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じてください。

(5) 個人情報の保護及び管理

指定管理者は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第64条第 2項に基づき、地区会館を管理運営するにあたって取り扱われる個人情報の保護のために必要な措置を講じてください。

(6) 情報の公開

指定管理者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）第37条の 2第 1項に基づき、地区会館の管理運営に関する情報公開を行うために必要な措置を講じるよう努めてください。

(7) 第三者への業務委託（以下「再委託」という。）

指定管理者は、管理運營業務の全部又は主たる部分を一括して再委託することはできません。ただし、あらかじめ市長の承認を得た場合は、業務の一部を再委託することができます。

なお、上記により再委託する場合は、再委託先について適切な監督指導を行ってください。また、再委託先の団体の責に帰すべき事由により生じた損害又は増加費用は、すべて指定管理者の責に帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなし、指定管理者の責任において負担してください。

(8) 備品に関する事項

ア 基本的な備品は、市が無償で貸し付けます。

イ 備品の更新は、市において行います。

6 管理運營業務に従事する者の配置の基準

- (1) 施設の受付、維持管理等の業務を円滑に行うことができる人員体制とし、午前10時から午後9時までは、原則として2名以上（事務室には、常時1名以上）を配置してください。ただし、開館前については、別途協議するものとします。
- (2) 人員のうちに地区会館の館長（総括管理責任者）として管理運営業務に専従する者を置いてください。館長は、正社員又は構成員とします。
- (3) 人員のうちに甲種防火管理者を置いてください。

7 管理運営業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲

(1) 管理運営業務に関し、指定管理者が費用を負担する範囲

次に掲げる経費については、市は指定管理料として指定管理者に支払わずに、直接執行することとします。

- ア 原形を変ずる修繕若しくは模様替又は1件2,500千円を超える修繕
- イ 光熱水費
- ウ 共同ビル維持管理業務委託経費
- エ その他協議により定める事項

(2) 損害賠償責任

ア 指定管理者の故意又は過失により、市又は第三者に損害を与えたと認められる場合は、市の指示により、その損害の全部又は一部について賠償するものとします。

イ アにより発生した損害について、市が第三者に対し賠償を行った場合は、市は当該賠償額及び賠償に伴い発生した費用を指定管理者に対して求償するものとします。

(3) 協議を行う事項

指定管理者が、善良なる管理者としての注意をもって管理していたにもかかわらず発生した不可抗力等により、損害、損失等が生じた場合は、その負担のあり方について協議します。

なお、責任の所在が不明確になりやすいリスクについて、その基本的な考え方は次のとおりです。

項目	内容	危険負担	
		市	指定管理者
法令等の変更	直接管理運営に係るもの		
	上記以外の場合		
事業の中止・延期	市の指示に基づき事業を中止・延期し、損害が発生したもの		
	上記以外の場合		
許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効など（市が取得するもの）		
	上記以外の場合		
性能	協定書に定めた要求水準不適合		
セキュリティ	施設の管理・警備の不備に関するもの		
	情報の管理及び保護に関するもの		
需要の変動	当初の需要見込みと異なる場合		
施設の競合	競合施設による利用者の減、利用料金収入の減		
運営費の上昇	急激な物価上昇等、特殊な事由が認められるもの		
	上記以外の場合		
施設・設備の損傷	市の責めに帰すべき事由による場合		
	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		
施設利用者への損害	市の責めに帰すべき事由による場合		
	上記以外の場合		
周辺住民等への損害	市の責めに帰すべき事由による場合		
	上記以外の場合		
不可抗力への対応	自然災害等により、業務を変更、中止又は延期する場合	協議事項	
債務不履行	市に協定内容の不履行がある場合		
	指定管理者に業務及び協定内容の不履行がある場合		
事業終了時の費用	指定期間の満了に伴う原状回復費用		
業務引継ぎの費用	業務の引継ぎにかかる費用		

(4) 保険の加入

指定管理者は、上記に定める自らのリスクに対応して、適切な範囲で損害賠償責任保険等に参加するなど、損害賠償責任等の履行確保のための措置を講じてください。

8 指定管理料

指定管理料は、市と指定管理者の協議により、毎年度締結する年度協定書において定めます。指定管理料の額は、支出見込額（管理運営業務に要する経費）から収入見込額（利用料金、その他収入等）を差し引いた額とし、原則として指定管理者から申請の際に提案された額を上限とし、増額は認められないものとします。

なお、条例改正により利用料金の基準額が変更になった場合は、協議により指定管理料の額を変更する場合があります。

(1) 収入

施設の利用料金は、指定管理者の収入になります。また、印刷室を使用する場合に利用者から徴収する収入及び指定管理者が指定管理業務の一環として自ら企画する事業（提案事業）を実施する場合において、参加者から徴収する収入（実費弁償程度）等がある場合も、指定管理者の収入になります。

(2) 利用料金の設定

施設の利用料金は、条例に定める利用料金の基準額に 0.7 を乗じて得た額から 1.3 を乗じて得た額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めます。

(3) 事業所税（資産割）

収入見込額を支出見込額で除した値が 0.5 を超える場合、事業所税（資産割）が課税されます。この場合、次項のとおり精算対象経費としますので、収支計画には含めないでください。

(4) 指定管理料の精算

指定管理料は、精算しません。ただし、工事請負費及び事業所税（資産割）については、市において金額を定め指定管理料に加算して支払い、毎

年度末に精算しますので、収支計画には含めないでください。

(5) 管理口座

管理運営業務にかかる経費及び利用料金収入等については、団体自身の口座とは別の専用口座で管理してください。

(6) 指定期間終了時の利用料金収入の取扱い

指定期間終了時に、指定期間以降の使用にかかる利用料金を収受している場合は、市の指示に従い、次期指定管理者に支払うものとします。

(7) 指定管理料提案上限額

平成22年度 15,000千円、平成23年度以降 14,500千円

上記金額は、人件費、事務費、管理費、保険料等の支出見込額から、利用料金収入、印刷室収入等の収入見込額を差し引いた額です。

9 申請に関する書類の配付及び申請の受付

(1) 配付・受付

名古屋市市民経済局地域振興部地域振興課（地域振興係）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

(2) 配布のみ

名古屋市緑区役所総務課（庶務係）

〒458-8585 名古屋市緑区青山二丁目15番地

(3) 配付・受付期間

平成21年11月 2日（月）から平成21年12月11日（金）まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(4) 配付・受付時間

午前 9時から午後 5時まで（正午から午後 0時45分までを除きます。）

(5) 提出期限

平成21年12月11日（金）午後 5時必着

申請書類を提出される際は、申請の前日までに「23 問合せ先」まで電話で予約の上、来庁してください。

10 申請書類

以下の書類（(3) ア～ウ及び(6)）については、グループによる申請の場合は、構成員全ての分）を提出してください。ただし、申請書類は、A 4サイズ縦長、横書きとします。

- (1) 名古屋市地区会館指定管理者指定申請書
- (2) 名古屋市地区会館指定管理者指定申請に関する宣誓書（様式 1）
- (3) 申請団体に関する書類
 - ア 団体の概要（様式 3）
 - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
 - ウ 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況等がわかるもの
 - (ア) 過去 2年間の事業報告書
 - (イ) 過去 3年間の法人税納税証明書、消費税及び地方消費税納税証明書（滞納がない旨の証明でも可）、貸借対照表及び損益計算書（法人以外の団体にあつては、申請書類を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去 2年間の収支決算書）
 - (ウ) その他団体の概要がわかるもの（会社概要等）
 - エ その他
 - (ア) グループにより申請する場合は、グループにおける代表者の選定及び事業分担等に関する協定書兼委任状（様式 2）
 - (イ) その他市長が必要と認める書類
- (4) 同種・類似施設の管理運営実績（様式 4）
- (5) 事業計画書（様式 5～様式13）
- (6) 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係者の排除に関する合意書」に基づく愛知県警察本部への照会のための資料

11 提出部数

前記10に掲げる申請書類のうち、(1)～(5)の書類については、正本 1部、コピー10部を提出してください。(6)の書類については、別途 1部を提出するほか、市の指定するデータを電子媒体で提出してください。

12 説明会

(1) 説明会

ア 日時 平成21年11月11日（水） 午前10時から

イ 場所 市役所西庁舎12階 第18会議室

庁舎耐震工事のため、駐車場が不足していますので、来庁の際は公共交通機関を利用してください。（地下鉄名城線「市役所」下車）

ウ 内容 業務仕様書等の配布、募集に関する説明及び質疑応答

(2) 参加申込み

説明会に出席される団体は、参加申込書（様式14）に必要事項を記入のうえ、平成21年11月10日（火）までに郵便、ファックス又は電子メールにより、「23 問合せ先」まで連絡してください。なお、1団体 3名以内とします。

13 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

申請に関する質問がある場合は、質問票（様式15）にて、平成21年11月11日（水）から平成21年11月20日（金）までの間に郵便、ファックス又は電子メールにより「23 問合せ先」まで質問してください。来訪及び電話による質問は受け付けません。

(2) 質問の回答

質問者及び説明会に参加した団体には、郵便、ファックス又は電子メールで回答します。その他の方については、「23 問合せ先」まで問い合わせてください。

14 選定方法

(1) 名古屋市地区会館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において指定管理者の候補者及び次点候補者を選定します。

(2) 申請書類について説明の機会を設けます（日時については別途連絡しま

す。)。

(3) 指定管理者の候補者及び次点候補者は、選定委員会が定める最低基準点以上の得点を得た者の中から選定します。

(4) 指定管理者の選定結果は、申請団体へ通知するほか、市公式ウェブサイトで公表します（平成22年 1月中旬頃を予定しています。 ）。

15 選定委員会の構成

委員名	役職等
志水 映子	名古屋経営短期大学教授
二村 友佳子	公認会計士
山崎 丈夫	愛知学泉大学教授
葛迫 憲治	名古屋市市民経済局理事（文化・地域振興・人権）
山本 正雄	名古屋市市民経済局地域振興部長
寺澤 賢治	名古屋市港区南陽支所長

16 選定の基準

指定管理者の選定は、事業計画書等の内容を基に、次に掲げる基準に従い、総合的な判断により行います。

(1) 市民の平等利用

ア 市民の平等利用が確保されること。

イ 情報の保護及び管理のために講ずる措置が適切であること。

(2) 設置目的の効果的な達成

ア 設置目的を反映した運営方針となっていること。

イ 地域活動の振興等が図られること。

ウ 利用者サービスの向上及び利用の促進が図られること。

エ 施設の維持管理及び安全管理が適切であること。

オ 施設の利用者等の苦情解決の方策が適切であること。

(3) 管理経費の縮減

ア 収支計画が適切であること。

イ 利用料金等の設定が適切であること。

ウ 経費の縮減が図られること。

(4) 管理を安定して行う物的及び人的能力

ア 安定した経営を行うことができる健全な財務状況であること。

イ 同種・類似施設の管理運営実績の有無

ウ 計画を遂行するのに十分な職員を配置していること。

エ 職務に必要な職員の資質の向上が図られること。

17 指定の手続き

(1) 候補者は、市との優先交渉権を有しますが、交渉の過程において協議が成立しない場合、その他候補者が指定管理者として管理運営を行うことが困難となる事情が生じた場合は、市は、次点候補者と協議を行います。

(2) 候補者は、市との協議が整った後、議会の議決を経て、指定管理者として正式に決定されます。

(3) 指定管理者の指定を受けた団体が、正当な理由なく協定の締結に応じない場合、管理運営を開始するまでの間に指定管理者としての業務の履行が確実にないと見込まれることとなった場合、著しく社会的信用を失うに至った場合、その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、市は指定を取り消すことがあります。

18 協定に関する事項

指定管理者は、次の事項について、市と協議の上で協定を締結してください。協定には、全指定期間をとおして効力を有する「基本協定書」と年度ごとに締結する「年度協定書」があります。

(1) 基本協定書

ア 指定期間に関する事項

イ 使用の許可等に関する事項

ウ 利用料金に関する事項

エ 管理運営業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容

オ 市が支払うべき経費に関する事項

カ 個人情報保護のために講ずる措置の内容

- キ 情報公開に関する事項
- ク 指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- ケ 施設の利用者等の苦情解決の措置の概要
- コ 災害・事故等緊急時の対応に関する事項
- サ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- シ 事業計画書に関する事項
- ス 事業報告書に関する事項
- セ その他市長が必要と認める事項

(2) 年度協定書

- ア 当該年度の業務内容
- イ 当該年度の指定管理料
- ウ 指定管理料の支払方法

19 申請にあたっての留意事項

- (1) 選定委員及び本市職員並びに本件関係者に対し、本件申請についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となる場合があります。
- (2) 申請団体は、募集要項及び業務仕様書の記載内容を承諾した上で、申請書類を提出してください。
- (3) 1団体につき提案（申請）は1つとし、複数の提案はできません。
- (4) 原則として申請書類の内容を提出期限後に変更することはできません。
- (5) 申請書類に虚偽の記載があった場合又は申請に際し不正な行為を行った場合は、失格とします。
- (6) 申請後に辞退する場合は、書面にてお申し出ください。
- (7) 申請の際に要する費用は、申請団体の負担とします。また、指定管理者として指定された後、指定期間の開始日までに指定の取消となった場合においても、準備のために要した費用等について、市は補償しないものとします。
- (8) 提出された書類は理由の如何を問わず返却しません。また、提出された書類は、名古屋市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるほか、

- 市が必要と認める場合には全部若しくは一部を公表することがあります。
- (9) 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。
- (10) 協定の締結までに申請資格を喪失した場合は、市は協定を締結しません。

20 市による評価の実施、公表

市は、設置者としての説明責任を果たすとともにサービス水準の維持・向上を図るため、毎年度、指定管理者の管理運営状況を点検・評価し、その結果を公表するとともに、次期選定に活用します。

21 市監査委員等による監査

地方自治法の規定に基づき、公の施設の管理運営業務に係る出納その他の事務の執行について、市監査委員、包括外部監査人又は個別外部監査人による監査の実施が決定された場合には、当該監査に誠実に対応し、また、監査結果に指摘事項等があった場合には、速やかに改善等の措置をとってください。

22 次期指定管理者への業務の引継ぎ

- (1) 指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、市が必要と認める引継ぎ業務を実施してください。
- (2) 次期指定管理者の選定にあたり、市の求めに応じて現地説明、資料の提供等、必要な協力を行ってください。
- (3) 次期指定管理者への引継ぎに要する経費は、原則として、現指定管理者の負担とします。

23 問合せ先

名古屋市市民経済局地域振興部地域振興課（地域振興係）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-3118

ファックス番号 052-953-4396

電子メールアドレス a3118@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp

名古屋市市民経済局地域振興部地域振興課

名古屋市告示第 515号

市営住宅及び定住促進住宅入居希望者の公募並びに入居者決定の 抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項及び名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第 46号。以下「定住条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅及び定住促進住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、市営住宅においては、住宅条例第 8条第 1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、住宅条例第 8条第 2項の規定により、定住促進住宅においては、入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、定住条例第 7条第 1項の規定により、それぞれ入居者決定の抽せんを行います。

平成21年11月 2日

名古屋市長 河 村 た か し

第 1 市営住宅・一般向け

1 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有すること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で平成22年 5月31日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。
- (3) 住宅条例第 5条第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあっては、住宅条例第42条第 5項において読み替えられた収入）があつて、独立の生計を営み、住宅条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。
- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号

に規定する暴力団員でないこと。

- (6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。
- (7) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は定住条例第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡請求を受けた者については10年、そのうち高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第6条第1項で定める者は5年）を経過しない者がいないこと。
- (8) 原則として、保証人1名を立てることができること。

2 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所・区役所支所、名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所並びに住まいの窓口

(2) 日時

ア 区役所・区役所支所

平成21年11月20日（金）から11月30日（月）までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、21日（土）、22日（日）、23日（月）、28日（土）及び29日（日）を除きます。

イ 名古屋市住宅供給公社管理部管理課及び各方面事務所

平成21年11月20日（金）から11月30日（月）までの午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、21日（土）、22日（日）、23日（月）、28日（土）及び29日（日）を除きます。

ウ 住まいの窓口

平成21年 11月20日（金）から11月30日（月）までの午前10時から

午後 7時まで。ただし、25日（水）及び26日（木）を除きます。

3 申込みの受付

(1) 方法

郵送による。

(2) 期間

平成21年11月21日（土）から11月30日（月）まで。ただし、期間内の消印のあるものは有効とします。

4 抽せん

(1) 場所

名古屋市中区栄四丁目 1番 8号
名古屋市中区役所講堂

(2) 日時

平成21年12月21日（月）午前10時00分

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 132戸

事故住宅 12戸

(2) 改良住宅

事故住宅 1戸

第 2 市営住宅・子育て向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員に小学校就学前の子がいる世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 91戸

第 3 市営住宅・大家族及び多子世帯向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、世帯員総数 5人以上の世帯又は18歳未満の子を 3人以上含む世帯

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 5戸

(2) 改良住宅

空家住宅 1戸

第 4 市営住宅・単身者向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けの資格のうち(1)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)及び(8)の資格を有し、次のいずれかに該当する者。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者を除きます。

(1) 60歳以上の者（昭和31年 4月 1日以前に生まれた者を含む）

(2) 身体障害者手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から 4級までのもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者でその程度が 1級から

3級までのもの

- (4) 愛護手帳の交付を受けている者でその程度が 1度から 4度までのもの
- (5) 戦傷病者手帳の交付を受けている者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）の特別項症から第 6項症までのもの及び第 1款症のもの
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (7) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6条第 1項に規定する被保護者
- (8) 海外からの引揚者で引き揚げた日から起算して 5年を経過していないもの
- (9) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条の規定によるハンセン病療養所入所者等
- (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第 1条第 2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 同法の規定による一時保護又は同法の規定による保護が終了した日から起算して 5年を経過しない者
 - イ 同法の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5年を経過しないもの
- (11) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第 127号）附則第 4条第 1項に規定する給付を含む。）を受けている者

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 56戸

事故住宅 16戸

第 5 市営住宅・多回数落せん者世帯向け

1 申込みの資格

第 1の一般向けと同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

(1) 平成15年度第 3回一般募集から平成21年度第 2回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。

(2) 申込世帯員の中に65歳以上の者を含むこと。

(3) 公営住宅（名古屋市営以外のものを含む）入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 6戸

第 6 市営住宅・多回数落せん者単身者向け

1 申込みの資格

第 4の単身者向けと同じ申込み資格を有し、かつ、次の各号に定める条件を満たす者

(1) 平成15年度第 3回一般募集から平成21年度第 2回一般募集までの落せん回数が20回以上であること。

(2) 65歳以上であるか、又は第 4の単身者向けの資格のうち(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)及び(11)のいずれかの資格を有すること。

(3) 公営住宅（名古屋市営以外のものを含む）入居者でないこと。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

(1) 公営住宅

空家住宅 10戸

(2) 改良住宅

空家住宅 1戸

第 7 定住促進住宅

1 申込みの資格

第 1の一般向けの資格のうち(2)、(4)及び(5)の資格を有し、かつ、名古屋市定住促進住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 115号）第 5条に規定する基準の収入があつて、独立の生計を営み、定住条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

2 申込み用紙の交付

第 1の一般向けと同じ。

3 申込みの受付

第 1の一般向けと同じ。

4 抽せん

第 1の一般向けと同じ。

5 公募予定戸数

空家住宅 17戸

6 その他

申込者のなかった住宅については、先着順受付の対象とします。

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 516号

国土調査法による地図及び簿冊の作成

名古屋市南区笠寺町、粕畠町及び前浜通地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第 180号）による地籍調査を行って地図及び簿冊を作成しましたので、地図及び簿冊を次のように閲覧に供します。

平成21年11月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 地図及び簿冊の名称
地籍図、地籍簿
- 2 地図は、平成21年 3月に測量し、又簿冊は、平成21年 8月10日現在の状況によって調査して作成したものです。
- 3 閲覧場所
名古屋市南区前浜通 3丁目10番地
名古屋市南区役所
- 4 閲覧期間
平成21年11月 4日から平成21年12月 1日までの28日間
- 5 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、訂正の申し出をすることができます。
- 6 誤り等訂正の申し出は、書面によることとなっていますので、各自印章を持参してください。
- 7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。
- 8 閲覧は、期間中毎日午前 9時から午後 5時までの間とし、原則として、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は閲覧しません。

名古屋市緑政土木局用地部測量課

名古屋市告示第 517号

身体障害者福祉法による医師の指定辞退

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第 3条第 2項の規定に基づき、次のように身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1項に規定する医師の指定を辞退する旨の申出がありました。

平成21年11月 5日

名古屋市長 河 村 たかし

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 別
名古屋市立東部医療センター 東市民病院 (千種区)	安藤 裕	腎臓及び膀胱直腸の機能障害
大隈病院 (北区)	東 雅朗	膀胱直腸の機能障害
大隈病院 (北区)	上田 修久	膀胱直腸及び小腸の機能障害
大隈病院 (北区)	嶋津 直樹	肢体不自由
大隈病院 (北区)	野村 進	肢体不自由
大隈病院 (北区)	前田 誠司	膀胱直腸の機能障害
大隈病院 (北区)	渡部 圭一郎	心臓及び呼吸器の機能障害

名古屋第一赤十字病院 (中村区)	植田 広海	聴覚並びに平衡、音声 言語及びそしゃくの機 能障害
名古屋第一赤十字病院 (中村区)	古橋 篤	聴覚並びに平衡、音声 言語及びそしゃくの機 能障害
独立行政法人 国立病院機構 名古屋医療センター (中区)	塚本 正美	肢体不自由
眼科杉田病院 (中区)	中西 高子	視覚障害
眼科杉田病院 (中区)	杉田 慎一郎	視覚障害
藤田保健衛生大学坂文種報徳會 病院 (中川区)	田畑 智継	心臓の機能障害
独立行政法人 国立病院機構 東名古屋病院 (名東区)	伊藤 信二	音声言語の機能障害及 び肢体不自由

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 518号

身体障害者福祉法による医師の指定

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1項に規定する医師を次のとおり指定しました。

平成21年11月 5日

名古屋市長 河 村 たかし

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 別	指定年月日
名古屋市立東部医療センター東市民病院 (千種区)	山田 健太郎	肢体不自由	平成21年11月 1日
医療法人名古屋澄心会 名古屋ハートセンター (東区)	村瀬 傑	心臓の機能障害	
医療法人名古屋澄心会 名古屋ハートセンター (東区)	鈴木 頼快	心臓の機能障害	
医療法人愛生会 総合上飯田第一病院 (北区)	佐々木 英二	膀胱直腸の機能障害	
横井耳鼻咽喉科 (北区)	渡邊 潤	聴覚障害	
しんぼ整形外科 (北区)	振甫 久	肢体不自由	
名鉄病院 (西区)	杉浦 宏紀	心臓の機能障害	
愛知県済生会病院 (西区)	山田 高資	心臓の機能障害	
愛知県済生会病院 (西区)	八田 善幸	視覚障害	
愛知県済生会病院 (西区)	彦坂 和信	腎臓の機能障害	
愛知県済生会病院 (西区)	依馬 弘忠	腎臓の機能障害	
名古屋第一赤十字病院 (中村区)	鈴木 弘一	膀胱直腸の機能障害	

名古屋第一赤十字病院 (中村区)	古橋 憲一	膀胱直腸の機能障害
名古屋第一赤十字病院 (中村区)	山本 茂樹	膀胱直腸の機能障害
名古屋第一赤十字病院 (中村区)	松下 正矢	肢体不自由
名古屋市立西部医療センター 城西病院 (中村区)	神山 文明	肢体不自由
医療法人 かとう医院 (中村区)	加藤 眞司	呼吸器の機能障害
独立行政法人国立病院機構 名古屋医療センター (中区)	横幕 能行	免疫の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	鈴木 秀典	聴覚障害並びに平衡、音声、言語及びそしゃくの機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	新谷 理	心臓の機能障害
名古屋第二赤十字病院 (昭和区)	立松 康	心臓の機能障害
藤田保健衛生大学坂文種 報徳會病院 (中川区)	島田 佳明	視覚障害
名古屋掖済会病院 (中川区)	伊藤 徹	膀胱直腸の機能障害
独立行政法人労働者健康 福祉機構 中部労災病院 (港区)	高間 辰雄	呼吸器の機能障害
独立行政法人労働者健康 福祉機構 中部労災病院 (港区)	山口 仁	肢体不自由
独立行政法人労働者健康 福祉機構 中部労災病院 (港区)	石川 浩之	呼吸器の機能障害
独立行政法人労働者健康 福祉機構 中部労災病院 (港区)	湯川 泰紹	肢体不自由

独立行政法人労働者健康 福祉機構 中部労災病院 (港区)	徳田 順之	心臓の機能障害
独立行政法人労働者健康 福祉機構 中部労災病院 (港区)	服部 和良	肢体不自由
社会保険中京病院 (南区)	山田 晃郎	腎臓の機能障害
社会保険中京病院 (南区)	加藤 光康	肢体不自由
医療法人宏潤会 大同病院 (南区)	久崎 真治	肢体不自由
医療法人山和会 山口病院 (南区)	日比 茂人	膀胱直腸の機能障害
医療法人山和会 山口病院 (南区)	石原 銀太 朗	肢体不自由
医療法人財団善常会 善常会リハビリテーショ ン病院 (南区)	木村 知寛	肢体不自由
独立行政法人国立病院機 構 東名古屋病院 (名東区)	齋藤 由扶 子	そしゃくの機能障害
独立行政法人国立病院機 構 東名古屋病院 (名東区)	田村 拓也	音声、言語及びそし ゃくの機能障害 肢体不自由
独立行政法人国立病院機 構 東名古屋病院 (名東区)	竹内 裕喜	音声、言語及びそし ゃくの機能障害 肢体不自由
太田内科クリニック (天白区)	太田 隆之	心臓の機能障害

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 519号

有料公園施設の無料開放について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第13条の2第1項第2号の規定により、天皇陛下御在位二十年記念慶祝事業の一環として、次のとおり有料公園施設を無料開放します。

平成21年11月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

1 有料公園施設

東山公園	動植物園
東山公園	展望塔
名城公園	名古屋城
白鳥公園	白鳥庭園
徳川園	庭園

2 期日

平成21年11月12日（木）

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 520号

名古屋市大高下瀬木土地区画整理組合の定款の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可しました。

平成21年11月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 組合の名称
名古屋市大高下瀬木土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市緑区倉坂1519番地
- 3 設立認可の年月日
平成18年 4月 6日
- 4 変更認可の年月日
平成21年11月 6日

名古屋市住宅都市局開発調整部区画整理課

名古屋市告示第 521号

名古屋市大高下瀬木土地区画整理組合の換地処分公告

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第 103 条第 3 項の規定により、名古屋市大高下瀬木土地区画整理組合から換地処分を行った旨の届出がありました。

平成21年11月 6日

名古屋市長 河 村 たか し

名古屋市住宅都市局開発調整部区画整理課

名古屋市告示第 522 号

名古屋市荒池土地区画整理組合の換地処分公告

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第 103 条第 3 項の規定により、名古屋市荒池土地区画整理組合から換地処分を行った旨の届出がありました。

平成21年11月6日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市住宅都市局開発調整部区画整理課

名古屋市告示第 523号

名古屋市清水山土地区画整理組合の換地処分公告

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第 103条第 3項の規定により、名古屋市清水山土地区画整理組合から換地処分を行った旨の届出がありました。

平成21年11月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市住宅都市局開発調整部区画整理課

名古屋市告示第 524号

名古屋都市計画事業有松土地区画整理事業の換地処分の公告

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第 103条第 1項の規定により、名古屋都市計画事業有松土地区画整理事業の換地処分をしたので、同条第 4項の規定により公告します。

平成21年11月 6日

名古屋市長 河 村 た かし

名古屋市住宅都市局市街地整備部有松都市整備事務所

名古屋市告示第 525号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

平成21年11月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「

清水山公園	緑区有松町大字桶狭 間字清水山	図面緑62の区 域	昭和57年 4月 1日
-------	--------------------	--------------	-------------

」

を

「

清水山公園	緑区桶狭間清水山	図面緑62の区 域	昭和57年 4月 1日
-------	----------	--------------	-------------

」

に、

「

大高池上公 園	緑区大高町字池上	図面緑 162の 区域	平成 7年 4月 1日
------------	----------	----------------	-------------

」

を

「

大高池上公 園	緑区文久山	図面緑 162の 区域	平成 7年 4月 1日
------------	-------	----------------	-------------

」

に、

「

下籠池公園	緑区有松町大字桶狭 間字切戸山、大高町 字下籠池、字大根山	図面緑 184の 区域	平成13年 2月17日
-------	-------------------------------------	----------------	-------------

」

を
「

下籠池公園	緑区清水山二丁目	図面緑 184の 区域	平成13年 2月17日
-------	----------	----------------	-------------

」

に、
「

森前公園	緑区有松町大字桶狭 間、字六ヶ廻間	図面緑 205の 区域	平成18年11月 1日
------	----------------------	----------------	-------------

」

を
「

森前公園	緑区桶狭間森前	図面緑 205の 区域	平成18年11月 1日
------	---------	----------------	-------------

」

に、
「

籠池公園	緑区大高町字籠池	図面緑 208の 区域	平成19年 3月 1日
------	----------	----------------	-------------

」

を
「

籠池公園	緑区清水山一丁目	図面緑 208の 区域	平成19年 3月 1日
------	----------	----------------	-------------

」

に、
「

下籠池緑地	緑区大高町字大根山	図面緑 212の 区域	平成20年 3月31日
-------	-----------	----------------	-------------

」

を
「

下籠池緑地	緑区清水山二丁目	図面緑 212の 区域	平成20年 3月31日
-------	----------	----------------	-------------

」

に、

「

向之山公園	天白区天白町大字平針字向之山	図面天白 114 の区域	平成 3年 4月 1日
-------	----------------	-----------------	-------------

」

を

「

向之山公園	天白区向が丘四丁目	図面天白 114 の区域	平成 3年 4月 1日
-------	-----------	-----------------	-------------

」

に、

「

井の森公園	天白区井の森町	図面天白 131 の区域	平成20年 9月30日
-------	---------	-----------------	-------------

」

を

「

井の森公園	天白区井の森町	図面天白 131 の区域	平成20年 9月30日
三ヶ月山第一公園	天白区平針南二丁目	図面天白 132 の区域	平成21年11月 7日
三ヶ月山第二公園	天白区平針南四丁目	図面天白 133 の区域	平成21年11月 7日

」

に改めます。

附 則

この告示は、平成21年11月 7日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 526号

天皇陛下御在位二十年記念無料開放について

天皇陛下御在位二十年記念式典が挙行されることに伴い、名古屋市東谷山フルーツパーク条例（昭和55年名古屋市条例第33号）第4条第2項及び名古屋市農業文化園条例（平成元年名古屋市条例第13号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり有料施設の使用料を免除します。

平成21年11月 6日

名古屋市長 河 村 たかし

1 使用料を免除する施設

名古屋市東谷山フルーツパークの「世界の熱帯果樹温室」
名古屋市農業文化園の「農業科学館展示室」及び「フラワーセンター」

2 期日

平成21年11月12日（木）

名古屋市緑政土木局農政課

名古屋市体育館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月6日

名古屋市教育委員会委員長 神谷龍彦

名古屋市教育委員会規則第13号

名古屋市体育館条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市体育館条例施行規則（昭和39年名古屋市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項の表及び別表備考第3号中「及び名古屋市昭和スポーツセンター」を「、名古屋市昭和スポーツセンター及び名古屋市守山スポーツセンター」に改める。

附 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第33号

教育委員会定例会の開催について

平成21年11月 4日午後 2時45分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し、次の議件を付議します。

平成21年11月 2日

名古屋市教育委員会委員長 神 谷 龍 彦

名古屋市体育館条例施行規則の一部を改正する規則案
平成 22 年度名古屋市立特別支援学校高等部入学者募集要項について
平成 22 年度名古屋市立高等学校入学者募集要項について
名古屋市学校保健優良校の表彰について
平成 21 年度補正予算について
財産の取得について
財産の取得について
契約の締結について
指定管理者の指定について
指定管理者の指定について
指定管理者の指定について
指定管理者の指定について
指定管理者の指定について
指定管理者の指定について
指定管理者の指定について
教育委員会表彰について
教職員人事について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課